

1 件名 三浦市二町谷北公園等条例

2 条例の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき神奈川県から三浦市に事務委託された漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に規定する漁港施設である二町谷北公園及び二町谷北護岸（以下「北公園等」という。）の管理等に関し必要な事項を定める条例です。

条例の内容としては、指定管理者による管理に関する事、利用料金等に関する事等を定めています。

3 条例による規制

北公園等は原則自由に利用することができますが、一部制限を設けます。

（制限を設けることにつき、三浦市パブリックコメント手続実施要綱（平成20年三浦市告示第57号）第3条第3号の規定によりパブリックコメント手続の対象となります。）

（1） 行為の制限

北公園等において次の行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければなりません。

ア 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

イ 業として写真又は映画を撮影すること。

ウ 興業を行うこと。

エ 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。

（2） 利用の禁止又は制限

ア 市長は、北公園等の損壊等によりその利用が危険であると認める場合又は北公園等に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、区域を定めて、北公園等の利用を禁止し、又は制限することができることとします。

イ 指定管理者は、北公園等の管理上必要がある場合においては、区域を定めて、北公園等の利用時間を制限することができることとします。

4 施行期日

令和2年11月1日から施行する。